

# 株式会社 三協メディケア

## あったかいごデイサービス東安庭

### 「第1号通所事業（日常生活支援総合事業）」 利用契約書

#### ◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

第1条（契約の目的）

第2条（契約期間）

第3条（個別サービス計画）

第4条（第1号通所事業の  
提供場所・内容）

第5条（サービス提供の記録）

第6条（料金）

第7条（サービスの中止）

第8条（利用料金の変更）

第9条（契約の終了）

第10条（秘密の保持）

第11条（賠償責任）

第12条（緊急時の対応）

第13条（連携）

第14条（相談・苦情対応）

第15条（本契約で定めていない  
事項）

第16条（裁判管轄）

「第1号通所事業（日常生活支援総合事業）」（以下、「第1号通所事業」といいます。）の事業対象者（以下、「利用者」といいます。）と、株式会社 三協メディケア（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が提供する第1号通所事業の利用等について、以下の通り契約を締結します。

## 第 1 条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、第1号通所事業のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第 2 条（契約期間）

- 1 要支援認定を受けている利用者は、契約締結日から利用者の認定有効期間満了日までとします。
- 2 要支援認定は受けておらず、チェックリストのみの実施による利用者は、契約締結日から地域包括支援センターの作成する「介護予防サービス・支援計画」に基づく期間を契約期間とします。
- 3 上記第1項の要支援認定が更新され継続となる場合、または第2項の「介護予防サービス・支援計画」の期間が更新され継続となる場合は、契約期間満了の7日前までに、利用者から事業所に対して契約終了の申し出がない時には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。

## 第 3 条（個別サービス計画の作成及び変更）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス・支援計画」に沿って「個別サービス計画書」を作成します。
- 2 事業者は、利用者からサービス内容や提供方法について変更の希望があった場合には、その変更が「介護予防サービス・支援計画」の範囲内で実施可能な時は変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、前項により、個別サービス計画書の変更を希望される場合には、速やかに担当の地域包括支援センターへ連絡調整を行います。

## 第 4 条（第1号通所事業の提供場所と内容）

- 1 第1号通所事業の提供場所は「あったかいごデイサービス東安庭」です。  
所在地：岩手県盛岡市東安庭1丁目23番68号  
設備の概要は、【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた個別サービス計画に沿って、サービスを提供します。事業者はサービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

## 第 5 条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、提供したサービス内容等を利用日毎に記録票に記入し、利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、この契約の終了後 2 年間保管します。
- 3 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する 第 2 項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第 2 項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用について【重要事項説明書】に定める料金を利用者が支払います。

## 第 6 条（料金）

- 1 サービスに関する利用料等は【重要事項説明書】に記載のとおりです。
- 2 事業者が、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る利用料（費用基準額）から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額（費用基準額の 1 割～3 割）の支払いを受けます。（「法定代理受領」）  
また、介護保険法令に基づいて利用者がいったん利用料の全額（10 割）を支払い、その後、保険者より 9 割、8 割（2 割負担に該当される方）、7 割（3 割負担に該当される方）負担の払い戻しを受ける方法による場合には、事業所に対して料金全額を負担金として支払います。（「償還支払い」）
- 3 利用者は、サービス対価として利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を翌月に口座振替もしくは現金で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。

## 第 7 条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後 5 時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。  
ただし、前日午後 5 時までにサービスの中止を通知しなかった場合は、事業者は、利用者に対して、「重要事項説明書」に定める料金の金額、または一部をキャンセル料として請求することができます。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由によりサービスの実施が困難と判断した場合は、サービスを中止することができます。
- 3 事業者の都合により臨時休業することがあります。この場合は利用者に予め連絡いたします。

## 第 8 条（利用料金の変更）

事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食事等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。  
利用者は、料金の変更を承諾しない場合に限り、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第 9 条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知するか、もしくは申し出により、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が一週間以内の通知でも、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合には、利用者は直ちにこの契約を解約することを申し出ることができます。
  - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - ②事業者が守秘義務に反した場合。
  - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - ④事業者が破産した場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。
  - ①利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
  - ②利用者が正当な理由もなくサービスの中止をしばしば繰り返した場合または利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
  - ③利用者またはその家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了となります。
  - ①利用者が介護保険施設に入所した場合。
  - ②介護予防認知症対応型共同生活介護や介護予防小規模多機能型居宅介護を利用した場合。
  - ③利用者が居宅要支援被保険者または第1号通所事業対象者のいずれにも該当しなくなった場合。
  - ④利用者が死亡した場合。
  - ⑤事業者が事業を廃止した場合。

## 第 10 条（秘密の保持）

- 1 事業者およびサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報を用いません。

## 第 11 条（賠償責任）

事業者は、サービス提供(送迎時を含む)にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。

但し、利用者（家族を含む）が事業所側の送迎を希望されない場合、通所中に発生した事由に関しての責任は利用者に帰属するものとします。

## 第 12 条（緊急時の対応）

事業者は、サービスの提供を行っている(送迎時を含む)時に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要に応じて、速やかに主治の医師に連絡をするとともに、緊急連絡先および担当の地域包括支援センターに連絡し、必要な措置を講じます。

## 第 13 条（連携）

- 1 事業者は、第 1 号通所事業の提供にあたり、地域包括支援センターおよび保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、速やかに地域包括支援センターに報告します。なお、第 9 条 2 項または 4 項に基づいて解約通知をする際には事前に地域包括支援センターに連絡します。

## 第 14 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者から相談・苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応します。

## 第 15 条（本契約で定めていない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

## 第 16 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

